鈴鹿都市計画地区計画の変更(鈴鹿市決定) 都市計画岸岡地区地区計画を次のように変更する。

	名称	岸岡地区地区計画			
	位 置	鈴鹿市東玉垣町,柳町,岸岡町地内			
	面 積	約18.0ha〔地区整備計画区域約18.0ha〕			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は鈴鹿市の東部に位置し、静かな住環境地内にある。 また、南側隣接地において組合施工による土地区画整理事業の計画も進められている。 地区計画の策定区域は、工場としての土地利用がなされていたが、その機能が縮小され、新しい土地利用への転換が見込まれている。このため将来における用途の混在による環境悪化の防止を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用を行い、緑に囲まれた良好な市街地の形成を図るものである。			
	土地利用の方針	当地区南側は一般住宅地区及び文教施設地区を,また,北側に工場地 とを配置し,秩序ある土地利用を図り周辺地域と調和のとれた良好な地 区環境を形成する。			
	地区施設の 整備方針	 東西に隣接する既成市街地を結ぶ区画道路(幅員12m)を配置し整備する。 地区西側の市道東玉垣167号線(幅員14.1~14.3m)及び585号線(幅員11.5m)を幹線道路として,拡幅整備(幅員16.0m)する。 			
	建築物等の整備の方針	 一般住宅地区については、敷地面積及び建築物の高さ等の制限により良好な住宅地としての居住環境の形成を図る。 文教施設地区については、周辺道路からの壁面後退を定めそこに生ずる空間の緑化を進める。 工場地区については、工場敷地等の境界からの壁面後退を定め、そこに生ずる空間とその内部に工場立地法(昭和34年法律第24号)の施策に基づく緑化を進め、安全で緑豊かな周辺地域と調和のとれた工場地とする。 			

地	区 の 名 称		称	岸岡地区		
地区整備計画の区域の面積			の面積	約18.0ha		
地区施設の配置及び規模			び規模	(1) 区画道路 (幅員12.0m) (2) 幹線道路 (幅員16.0m)		
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	地区の 区分	名称	一般住宅地区	文教施設地区	工場地区
			面積	約 2.7ha	約 8.7ha	約 6.6ha
				次の各号に掲げる建 築物は建築してはない。 1.建築基準法別表がる 建築物のので、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	物以外の建築物は,建築 してはならない。 1. 大学及びそれに関連 する研修施設 2. 寄宿舎	次の各号に掲げる建築 物は建築してはならい。 1. 建築基準法別表第2 (ぬ)項第3号のの 2)に掲げるの 2)に掲げるび写の(2 1)(22)(29) た(17)(20)(2 1)(22)(29) に掲げる事業とはより ではる事業とはなりである。 と、対象をといった。 は、対象をといる、 は、対象をといる、 は、対象をといる、 は、対象をといる、 は、対象をといる、 は、対象をといる、 は、対象をといる、 は、対象をといる、 は、対象をといる。 は、対象をといる、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
		建築物の高さの最 高制限		10.0mとする。		
		建築物の最低限	の敷地面積 は度	200㎡以上とする。		

	建築物等の制限に関する事項	建築物の壁面の位置の制限	道路野又はこの m以上 を大きないはない。 1. の服度は を大きないはないはない。 1. の限度は を大きないがあるい。 1. がないないないないない。 1. がないないないでのでは、 をはいいでのででのでいる。 2. がでいるででのでででいる。 2. がでいるでででいる。 2. がいたのででででいる。 3. のででででいる。 3. のででででででいる。 3. のでででででででででいる。 3. のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	道路境界線、水路等一般公共用地、及び区域内 民有地から建築物の外壁 又はこれに代わる柱の面 までの距離の最低限度 2.0m以上としなけれ ばならない。	道路境界線、水路、公園等の一般公共用地及び区域内民有地から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度3.0m以上としなければならない。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根及び外壁は、刺激的 色彩又は装飾を避け、落ちついたものとする。			

					T
			かき又はさくの構造	かき又はさくの構造は	文教施設地区と同様と
	建築物等の制限に関する事項	かき又はさくの構造の制限	は次の各号に掲げるも	次の各号に掲げるものと	する。
			のとする。	する。	
			1. かき又はさくは生	1. かき又はさくは生垣	
			垣あるいはフェン	あるいはフェンス,	
			ス, 鉄柵等透視可能	鉄柵等透視可能なも	
			なものとし,ブロッ	のとし,ブロック等	
			ク等これに類する	これに類するものは	
444			ものは設置しては	設置してはならな	
地区			ならない。	V ν _o	
区整備計			ただし,フェンス等	ただし,フェンス等	
計画			の基礎で前面道路	の基礎で前面道路か	
Щ			からの高さが60	らの高さが60cm	
			c m以下のもの, あ	以下のもの、あるい	
			るいは門及び門の	は門及び門の袖につ	
			袖についてはこの	いてはこの限りでは	
			限りではない。	ない。	
			2. さくの高さは敷地	2. さくの高さは前面道	
			面から1.5m以下	路から2.0m以下	
			とする。	とする。	

・地区整備計画を定める区域、地区区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。